

## 事業譲渡の価格償還請求における価格算定方法について ～大阪高裁平成30年12月20日判決～

立村 達哉  
Tatsuya Tachimura

PROFILEはこちら



### 第1 はじめに

ある会社が経済的危機に瀕している場合、その競合他社等が当該会社の事業を安価な価格で譲り受け、譲渡会社の従業員や取引関係を活かす、ということは珍しくありません。この譲渡価格が適切に算定された合理的な価格であれば問題はありませんが、後に譲渡会社が破産した場合には、破産管財人は譲渡価格の適正性等を検証し、不相当な条件であれば、否認権を行使することで、譲渡された事業を破産財団に取り戻すことが考えられます。

また、否認の要件が充足されたとしても、目的物が滅失していたり、または転得者に譲渡されたりすると、目的物自体を破産財団に回復することが不可能または困難となる場合があります。破産管財人は、目的物に代えてその価格の償還を請求することができます。

本件事案は、価格償還請求について具体的にどのような価格算定がなされるか参考となる事例ですので、ご紹介したいと思います。

### 第2 価格償還請求権について

#### 1 価格償還請求権とは

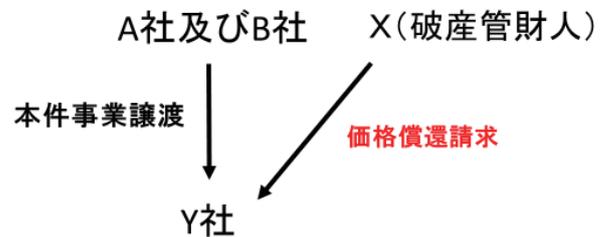
上記のとおり、たとえ受益者などに対する否認の要件が整っていても、目的物が滅失していたり、または第三者に譲渡されたりすると、目的物自体を破産財団に回復することが不可能または困難となる場合があります。否認権行使の目的は、破産財団の価値を増殖することですので、このような場合には、破産管財人は目的物に代えてその価格の償還を請求することができます。この権利を価格償還請求権といいます(破産法1

67条1項参照)<sup>1</sup>。

#### 2 価格償還請求権の対象となる行為とは

価格償還請求権の対象となる行為と認められるためには、否認の対象となる行為であり、目的物の返還が不可能若しくは困難なこと、または目的物の返還だけでは破産財団が現状に回復しないことが必要です。

### 第3 事案の概要



今回ご紹介する判決は、破産会社A(以下「A社」といいます。)と破産会社B(以下「B社」といいます。)の破産管財人Xが、両社からその事業の一部を譲り受けたY社に対し、事業譲渡について価格償還請求などを求めた事案です。本稿では、特に、価格償還請求における事業価値の算定に関する裁判所の判断に重点を置いて、ご説明します。

#### 1 当事者

A社及びB社はパチンコ店向け卸売業者であり、両社は関連会社でした。Y社は、コンサルタント業などを営んでいた会

1: 伊藤眞『破産法・民事再生法』(第4版)633頁。

社であり、後に、A社及びB社から事業譲渡を受ける会社です。

## 2 時系列

- ①平成26年9月:A社は、資金繰りの悪化により、大手仕入先C社に対する支払いができず、同社からの仕入れを数日間停止された。A社がY社に対し上記の状況を相談したところ、Y社は、A社及びB社のパチンコ店向け卸売事業はY社に委託するよう提案した。
- ②平成26年12月末から平成27年1月:A社及びB社は、従業員ほぼ全員を解雇し、Y社に対し、商品配送業務を委託した。
- ③平成27年2月以降:A社及びB社は、取引先のパチンコ店に対し、自社の業務をY社に移行する旨書面で通知した。
- ④平成27年4月1日:Y社は、A社及びB社の事業を無償で譲り受け、取引先パチンコ店を承継し、直接取引を開始した(本件事業譲渡)。
- ⑤平成27年8月12日:A社及びB社は、裁判所に破産手続開始の申立てを行った。
- ⑥平成27年9月2日:A社及びB社について、破産手続開始決定がなされた。

## 第4 争点

Xは、Y社に対し、価格償還請求を求めた(A社及びB社につき、既に破産手続開始決定がなされており、事業そのものを戻すことが困難だったためと考えられます。)ところ、本件では、価格償還請求の算定方法が争点となりました。

より具体的にいえば、後述のとおり、価格償還請求の算定基準時は否認権の行使時であるところ、算定基準時に行為時の価値が必ずしも現存しているとは限らない事業譲渡の価値をどのように算定するかが問題となりました。

2:最判昭和42年6月22日等。

## 第5 争点についての裁判所の判断

裁判所は、価格償還請求について、Xの申立てに従って、「破産会社がYに譲渡した事業について、譲渡時点の合理的な収益予想に基づく、譲渡時点の客観的な事業価値はいくらか」という鑑定事項での鑑定決定を行いました。鑑定人は、上記の鑑定決定に基づき、DCF法による事業価値を試算した上で、平成27年4月1日(本件事業譲渡時)のA社の事業価値を1523万円、B社の事業価値を183万円と算定しました。

その上で、裁判所は、本件における否認権行使時は、Y社に対し訴状が送達された平成28年1月21日であるとした上で、否認権行使時点におけるパチンコ店向け卸売事業の時価を持って価格償還の額とするのが相当であるところ、収益力が毎年2割ずつ劣化するものと考え、同日時点の事業価値は、平成27年4月1日時点の事業の価値よりなお劣化するものとならざるを得ないとして、鑑定人が算定した事業譲渡時の事業価値について、事業譲渡時から否認権行使時の間の事業価値の劣化を考慮して、A社の事業価値を1234万円、B社の事業価値を148万円と認めるのが相当と判断しました。

## 第6 検討

### 1 争点について

前提として、価格償還請求の算定基準時は、破産管財人が訴えなどの方法によって否認権を行使した時点とするのが判例<sup>2</sup>・多数説です。その根拠は、否認権の行使によってはじめて、目的物が破産財団に復帰し、破産管財人の管理処分が可能になるはずであるから、目的物自体の返還がなされないときであっても、復帰の時点における価格を償還させるべきであるとされているためです。

本件においては、上記判例・多数説の見解に沿って、破産管財人による否認権行使の時点算定の基準時とした上

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみには依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士へのアドバイスをお受け頂ければと存じます。

で、事業譲渡時の事業価値を試算し、事業譲渡時から否認権の行使時までの間の価値変動を踏まえて、価格償還請求権の価値が算定されました。

なお、この点については、否認権行使時までの事情によって価値が消耗した場合にまで、行使時の価値を償還させたのでは「破産財団を原状に復させる」目的を達することができないときには、行為時の現物が現物として受益者の下に維持されているものとみてその時価を評価し、逆に、受益者の経営努力によって譲渡された事業価値が高騰した場合のように、価値の増加分を破産債権者に享受させることが公平に合致しない結果となるようなときには、否認対象行為によって

逸出した時点での現物の価格をもって行使時の時価とすべきとする見解もあるところであり、事案によっては、必ずしも否認権の行使時が基準時になるわけではないと考えることもできます<sup>3</sup>。

## 2 まとめ

以上のとおり、本判決は、事業譲渡の価格償還請求における算定方法について具体的な検討をしており、事業譲渡を受け、後に譲渡会社が破産した場合におけるリスク分析について実務的意義を有することから、紹介した次第です。

3: 伊藤眞『破産法・民事再生法』(第4版)635頁。

具体的な事案に関するお問い合わせはこちら



[【事業再生・倒産に関する問い合わせフォーム】](#)